

第14回 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

(第4回 フォローアップ会議)

説明資料② (「総合的な対策」の主な実施状況)

令和元年7月3日

平成28年6月に、再発防止策としてとりまとめ、着実に実施中。

総合的な対策

主な実施項目

全体 : 85 / 85 項目 実施中

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

27 項目

- ・ 初任運転者等に対する指導監督内容の拡充
- ・ ドライブレコーダーによる映像の記録・保存義務付け等
- ・ 運行管理者の資格要件の強化
- ・ 運行管理者の必要選任数引上げ
- ・ 夜間・長距離運行時の乗務途中点呼義務付け
- ・ 補助席へのシートベルトの装着義務化
- ・ 整備管理者向けの研修・講習の拡充

(2) 法令違反の早期是正、不適合者の排除等

21 項目

- ・ 法令違反の是正指示後30日以内の是正状況確認監査の実施
- ・ 複数回にわたり法令違反を是正しない事業者の事業停止・事業許可取消
- ・ 輸送の安全に関わる処分量定の引上げ ・ 使用停止車両割合の引上げ
- ・ 悪質性や事故の重大性等を勘案した事業許可取消等(一発取消し)の導入
- ・ 運行管理者に対する行政処分基準の強化
- ・ 事業許可の更新制の導入、安全投資計画、事業収支見積書の作成義務付け
- ・ 輸送の安全確保命令に違反した者に対する罰則の強化
- ・ 事業許可・運行管理者資格・整備管理者資格の欠格事由の拡充

(3) 監査等の実効性の向上

10 項目

- ・ 監査対象の重点化による国の監査業務の見直し
- ・ 適正化機関の活用による監査の重点化

(4) 旅行業者、利用者等との関係強化

20 項目

- ・ 下限割れ運賃を防止するための通報窓口の設置
- ・ 旅行業界・貸切バス業界の共同で、手数料等に関する第三者委員会の設置
- ・ 安全情報の国への報告義務付け
- ・ ランドオペレーターに対する規制の新設

(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

15 項目

- ・ ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進
- ・ 車体へのASV搭載状況表示
- ・ 車体構造の強化
- ・ デジタル式運行記録計等の導入支援

(1)新監査・処分制度における実績

営業所の全車両の使用停止及び事業許可取消処分の実績

監査において**輸送の安全に関わる重大な法令違反**が確認された場合、

- ・ **直ちに**営業所の**全てのバスの使用を停止**するとともに、**輸送の安全確保命令**を発出、
- ・ さらに、当該**命令に従わない場合は事業許可の取消処分**を行うこととした。

年度毎の全車両使用停止処分件数



輸送の安全に関わる重大な法令違反

- ・ 運行管理者不在
- ・ 全運転者健康診断未受診
- ・ 整備管理者不在に加え、全車両定期点検未実施

内訳

運行管理者不在:	4事業者
全運転者健康診断未受診:	1事業者
▼	
事業許可取消処分:	1事業者
事業廃止:	2事業者
運行管理者を選任して改善:	2事業者

運行管理者資格者証の返納命令の実績

従前の主な返納命令基準

以下の場合、運行管理者資格者証を返納

- ・ 自身が事業用自動車の運転の際に、酒気帯び運転、救護義務違反等を惹起
- ・ 運行の安全確保に関する違反の事実や挙証を隠滅、改ざん
- ・ 過労・酒気帯び・無免許運転、最高速度違反等を下命容認
- ・ 事業者が、著しい過労、全運転者健康診断未受診により30日事業停止（※統括運行管理者のみ返納）

平成28年12月以降に追加された主な返納命令基準（新基準）

輸送の安全確保命令等の命令違反

甚大な被害の人身事故 + 悪質な法令違反

事業許可取消し

監査を実施した営業所において選任されている**全ての運行管理者の運行管理者資格者証の返納を命令**
（法令違反に全く関与していない運行管理者は除く）

運行管理者資格証の返納命令数



内訳

過去3年度の資格者証の返納命令件数: 11件
その内、新基準に基づく命令件数
H29年度: 1件
H30年度: 2件

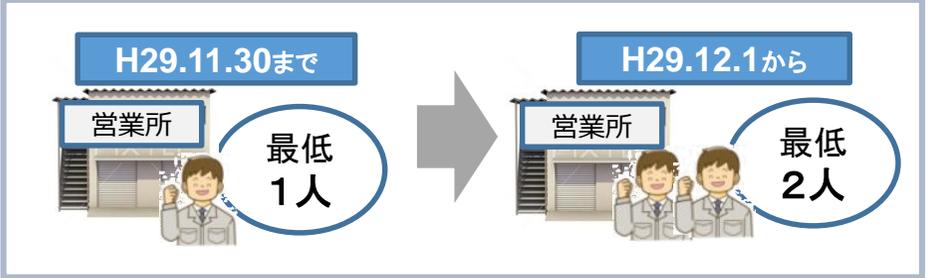
新制度

運行管理者の必要選任数引上げ〈平成28年11月 省令改正等 平成29年12月～ 施行〉

○営業所ごとの必要選任数を**引上げ**

- ・ 営業所ごとに最低2名
- ・ 保有車両数20両ごとに1名追加
(100両以上分については30両ごと)

1～39両	2名
40～59両	3名
60～79両	4名



**新制度における
運行管理者不足営業所数**

1,634営業所

143営業所

2営業所

不足営業所なし

平成29年6月時点 新制度の施行まで半年の時点で状況を確認

平成29年12月1日 新制度の施行

平成30年8月現在

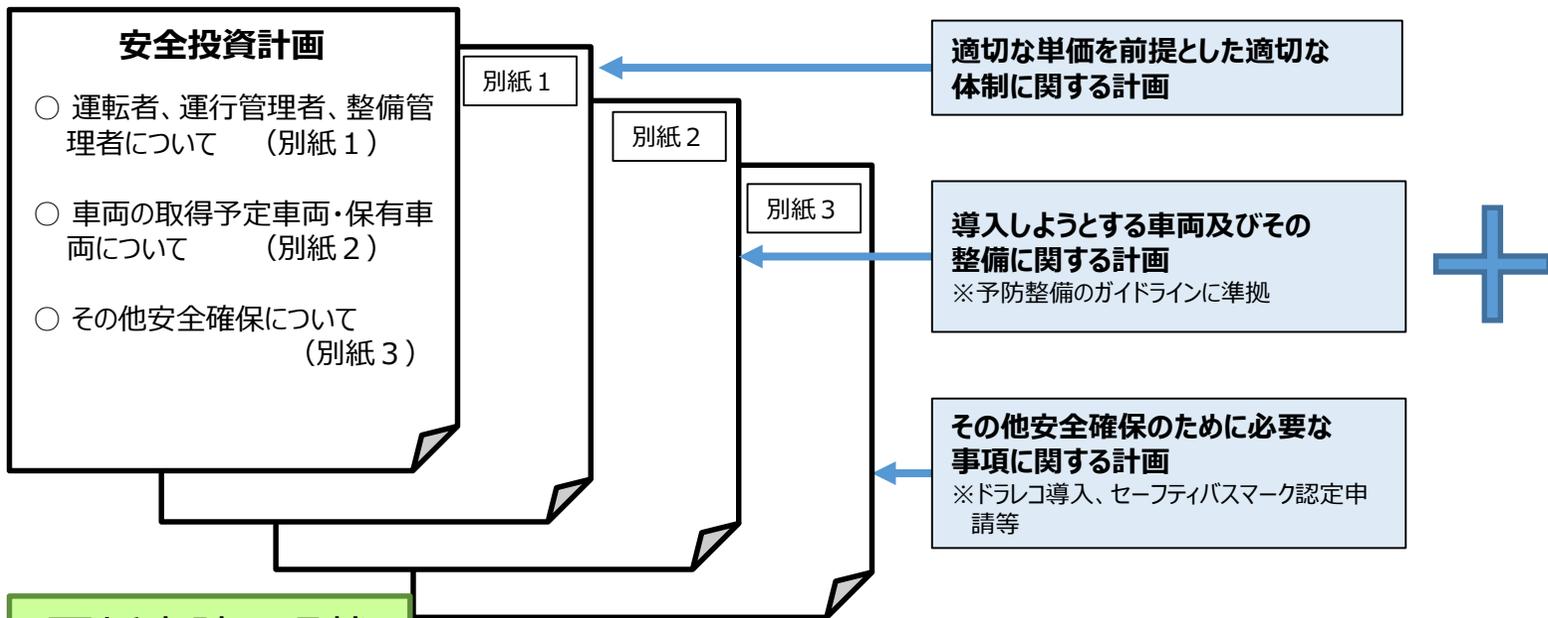
令和元年7月現在

- ・ 運行管理者不足事業者に対する**報告徴収を実施**
- ・ 報告徴収に対して未報告の事業者、運行管理者不足の事業者に対して、**順次監査を実施し指導**

(3)貸切バス事業許可の更新制の導入

- 貸切バスの事業許可について5年ごとの更新制を導入し、不適格者を排除する。
- 新規許可・更新許可の申請時に、「安全投資計画」及び「事業収支見積書」の作成を義務づける。

H29.4~



事業収支見積書

	○年度	…	□年度
営業収入			
運送収入	○○円	…	○○円
旅客運賃	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
運送雑収	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業費用			
人件費	○○円	…	○○円
燃料油脂費	○○円	…	○○円
車両減価償却費	○○円	…	○○円
自動車リース料	○○円	…	○○円
車両修繕費	○○円	…	○○円
保険料	○○円	…	○○円
施設使用料	○○円	…	○○円
施設賦課税	○○円	…	○○円
事故賠償費	○○円	…	○○円
道路使用料	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業損益	○○円	…	○○円
営業外収入			
金融収益	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業外費用			
金融費用	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業外損益	○○円	…	○○円
経常損益	○○円	…	○○円
※他事業収入			
	○○円	…	○○円
経常損益(他事業収入参入後)			
	○○円	…	○○円

更新申請の現状

- 平成30年度末までに更新期限を迎える1,487者のうち826者が更新許可を受けており、事業廃止や申請辞退等により退出した事業者は173者。残りの488者については、更新許可基準を満たす者であるかどうか、審査中。
 ※平成31年3月31日現在。
- よって、更新制の導入により、更新期限を迎える事業者のうち約1割が退出しており、安全に事業を遂行する能力のない悪質な事業者の排除について一定の効果がでている。

(4)貸切バス適正化機関の指定に係る進捗状況

ブロック	名称	事務所所在地	代表者	管内事業者数等※ (バス協会員(内数))	H31年度の負担金	指定日/ 巡回指導開始日	巡回指導件数/ 通報件数※
北海道	(一社)北海道貸切バス適正化センター	北海道札幌市 (北海道ハイヤー会館)	佐藤 馨一 (北海道大学名誉教授)	事業者 253 営業所 358 車両 3,318	1営業所あたり66,940円、 1両あたり4,710円の併用	H29.6.30 H29.9.1	255件 通報:1件
東北	(一財)東北貸切バス適正化センター	宮城県仙台市 (民間ビル内)	北村 治 (前宮城県バス協会専務理事)	事業者 390 営業所 550 車両 5,265	1営業所あたり45,600円、 1両あたり5,880円の併用	H29.6.8 H29.8.10	334件 通報:3件
関東	(公財)関東貸切バス適正化センター	埼玉県さいたま市 (埼玉県トラック総合会館)	たかのはし ゆうじ 鷹箸 有宇壽 (前運輸審議会会長)	事業者 1,510 営業所 1,773 (920) 車両 15,407(9,671)	1営業所あたり83,830円、 1両あたり12,500円の併用	H29.5.12 H29.8.9	1,303件 通報1件
北信	(一社)北陸信越貸切バス適正化センター	新潟県新潟市 (民間ビル内)	藤堂 史明 (新潟大学准教授)	事業者 273 営業所 350 (244) 車両 3,233(2,597)	1事業者あたり25,330円、 1営業所あたり39,750円、 1両あたり4,280円の併用	H29.6.29 H29.8.9	225件 通報:4件
中部	(一財)中部貸切バス適正化センター	愛知県名古屋市 (民間ビル内)	加藤 博和 (名古屋大学教授)	事業者 416 営業所 532 (415) 車両 5,841(5,118)	1営業所あたり40,730円、 1両あたり3,720円の併用	H29.5.25 H29.9.4	402件
近畿	(一財)近畿貸切バス適正化センター	大阪府寝屋川市 (近畿陸運協会会館)	東 真也 (元大阪バス協会会長)	事業者 463 営業所 656 車両 6,812	1営業所あたり41,710円、 1両あたり4,050円の併用	H29.6.19 H29.8.21	338件 通報:3件
中国	(一社)中国貸切バス適正化センター	広島県広島市 (広島県バス協会入居ビル)	田中 一範 (田中倉庫運輸(株)社長)	事業者 330 営業所 428 車両 3,278	1営業所あたり53,500円、 1両あたり4,700円の併用	H29.5.30 H29.8.24	278件 通報:1件
四国	(一社)四国バス協会	香川県高松市 (香川県バス協会内)	清水 一郎 (愛媛県バス協会会長)	事業者 145 営業所 176 車両 1,416	1営業所あたり110,000円	H29.5.16 H29.8.24	128件
九州	(一社)九州貸切バス適正化センター	福岡県福岡市 (陸運会館)	原 重則 (元九州トラック協会会長)	事業者 443 営業所 623(89) 車両 5,557(826)	1営業所あたり56,380円、 1両あたり6,220円の併用	H29.5.30 H29.8.23	384件 通報:8件
沖縄	(一社)沖縄県バス協会	沖縄県那覇市 (沖縄県バス協会内)	合田 憲夫 (沖縄県バス協会会長)	事業者 64 営業所 78 車両 1,172	1営業所あたり105,000円、 1両あたり7,000円の併用	H29.6.26 H29.8.29	85件 通報:1件
全国				事業者 4,287 営業所 5,524(1,668) 車両 51,299(18,212)			3,732件 通報:22件 (うち、退出7件)

※管内事業者数等は平成30年2月1日現在。

※巡回指導件数は、平成31年3月31日現在。なお、件数は巡回指導開始日からの累計で計上している。

※通報件数は、巡回指導を行った事業者のうち、国の監査対象(指導拒否、緊急を要する重大違反の確認、改善項目の未改善又は未報告)となる事業者数を計上。

(5) 運賃・料金の下限割れ防止対策の実績

国土交通省の自動車部局と観光部局の連携(貸切バス事業者及び旅行業者の相互通報)

- 平成24年4月に発生した関越道ツアーバス事故を受け策定された「高速・貸切バス安全・安心回復プラン」(平成25年4月)に基づき、貸切バス事業者に下限割れ運賃により道路運送法の違反があった場合、国土交通省の自動車部局から観光部局に対して通報。
- 軽井沢スキーバス事故を受けて、平成28年1月から観光部局から自動車部局への通報も実施(相互通報化)。

通報者→処分者	通報・処分の実績
自動車部局→観光部局	通報96件→処分30件、処分なし29件、調査中37件
観光部局→自動車部局	通報100件→処分17件、処分なし80件、調査中3件

(平成31年3月31日現在)

貸切バスの運賃・料金、手数料の通報窓口

- 軽井沢スキーバス事故を受け策定された総合的とりまとめに基づき、運賃の下限割れ等について自動車部局の通報窓口及び専門家からなる貸切バスツアー適正取引推進委員会の通報窓口を設置(平成28年8月)。
- 運賃・料金に関しては自動車部局が、手数料に関しては貸切バスツアー適正取引推進委員会の通報窓口が担当し、関係部局と連携。

通報窓口	通報・処分の実績
自動車部局	通報202件→処分16件、処分なし202件、調査中13件
貸切バスツアー適正取引推進委員会	通報53件→処分0件、処分なし44件、調査中9件

※通報には、複数の事業者が含まれることがある。

(平成31年3月31日現在)

(6) 旅行サービス手配業に係る規制の運用状況

背景

- 旅行サービス手配業者(いわゆるランドオペレーター)に旅行手配を丸投げすることにより、安全性が低下する事案の発生。
- 訪日外国人旅行の一部において、キックバックを前提とした土産物店への連れ回し、高額な商品購入の勧誘等の実態があり、是正が必要。

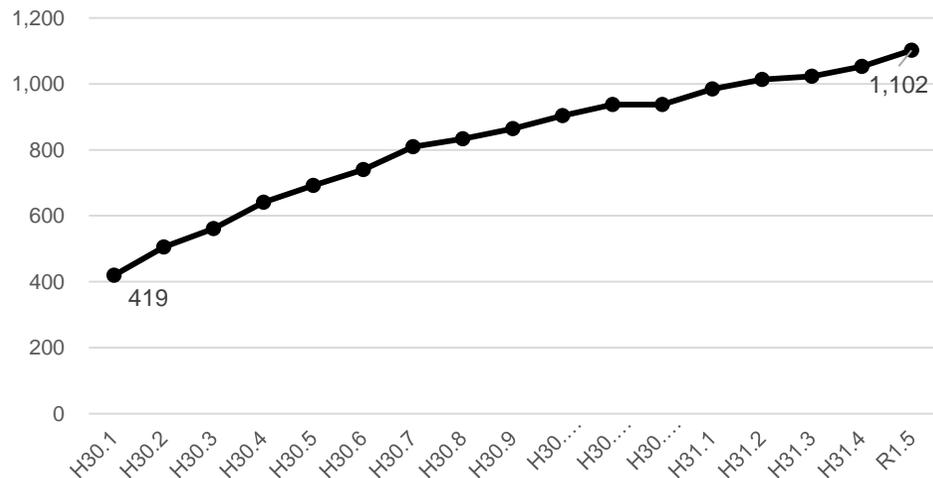
旅行業法の改正

※平成30年1月4日施行

- ① 旅行サービス手配業者の登録制を創設(第23条)
- ② 旅行業務取扱管理者又は旅行サービス手配業務取扱管理者(※)の選任を義務づけ
(※:研修及び効果測定にて資格取得) (第28条第1項)
- ③ 管理者に対して定期的な研修受講の義務付け(第28条第6項)
- ④ 書面交付を義務付け(第30条)
- ⑤ 違法な営業を行っている土産物店への連れ回し等禁止事項を明示(第31条、32条)→(施行規則第52条)
- ⑥ 業務改善命令、登録取消等の処分・罰則を整備(第36条、第37条、第74条等)

ランドオペレーターの登録状況

登録者数 **1,102社**
(令和1年5月1日現在)



手数料等にかかる調査体制の強化等

- 今年度より、安全コストが阻害されている疑いのある手数料等の旅行者への支払いにより、貸切バス事業者が適正な運賃を収受できない場合について、旅行者等と貸切バス事業者との手数料等に係る調査体制の強化や、運送引受書における手数料等の額の記載の義務付けを実施。

ランオペの実態調査の実施

- 都道府県が登録行政庁となっている旅行サービス手配業者の現状について、今後、全国的な実態調査を実施。

- ・平成29年7月の運輸審議会答申を踏まえ、平成29年度から令和3年度までの5年間に於いてすべての貸切バス事業者に対して評価を実施することとしている。
- ・平成30年度末までに、半数以上の事業者に対して評価を実施済。

○貸切バス事業者に対する評価の実施状況について(2018年度末時点)

	2016(H28)年度 末までの 実施合計	2017(H29)年度		2018(H30)年度		2019年度	2020年度	2021年度	計画合計
	実施済	計画	実施	計画	実施	計画	計画	計画	計画
未実施事業者への 評価実施数	682	710	782	710	744	710	710	516	4144
年度末時点の 未実施残事業者数	3462 <small>(通算の実施率)</small>	2752	2680 <small>(35.3%)</small>	1970	1936 <small>(53.3%)</small>	1226	516	0	

注: 2020(R2)年度以降の計画数は暫定値(2019(R1)年度末実績を踏まえ再調整)

審議内容

- ◆ **自動車輸送分野における取組の一層の展開の必要性**
- ◆ **未だ取組の途上にある事業者への対応と取組の深化を促進する必要性**
- ◆ **効果的な評価実施のための国の体制強化の必要性** 等

答申内容

自動車輸送分野における措置

貸切バス事業者の安全性向上のための重点的な措置

- **今後5年間(平成29年度～令和3年度)で全ての貸切バス事業者の安全管理体制を確認**
- 貸切バス事業者が行政処分を受けた場合、**運輸安全管理評価を事業許可更新の要件化**

自動車輸送分野における取組を促進するための方策

- トラック事業者、タクシー事業者の**適用範囲を拡大(300両以上保有 → 200両以上保有)**
- 努力義務事業者に対する各種**インセンティブの付与**

全分野共通の措置

運輸事業者の取組の深化を促進する方策

- 事業環境や社会環境の変化(職員の高齢化、テロ・感染症等の新たなリスク等)に対し、経営トップの認識と組織全体としての対応を促進
- 運輸安全管理評価における重点確認事項の拡充
- 安全統括管理者会議の創設
- 国土交通大臣表彰制度の創設
- 中小規模事業者の取組を容易にする方策を促進

国の体制の強化

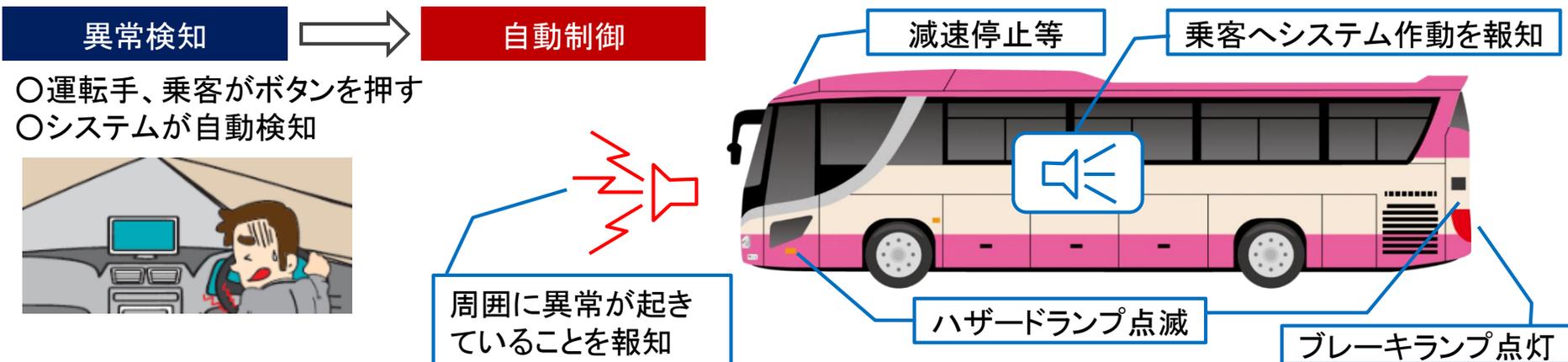
- 評価を実施する国の職員の人材育成の強化

情報通信技術の運輸安全マネジメント分野への活用

- ビッグデータ解析、IoTやAIの技術進歩等の情報通信技術活用の検討

(8)ドライバー異常時対応システム

- 交通事故統計上、ドライバーの異常に起因する事故が年間200～300件発生している
- ドライバーが安全に運転できない状態に陥った場合にドライバーの異常を自動検知し又は乗員や乗客が非常停止ボタンを押すことにより、車両を自動的に停止させる「ドライバー異常時対応システム」の研究・開発が進められている
- 国土交通省では、産学官連携により、当該システムのガイドラインを策定するなど、先進安全自動車(ASV)の開発・実用化・普及を促進している



異常検知	自動制御
<p>1. 押しボタン方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運転者による押しボタン ○乗客による押しボタン <p>【発売時期】※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸切: 2018年7月(日野・いすゞ)、2019年6月(ふ、そう) ・乗合: 2019年5月発売(いすゞ・日野) 	<p>1. 単純停止方式 徐々に減速して停止(操舵なし)</p> <p>2. 車線内停止方式 車線を維持しながら徐々に減速し、車線内で停止 (操舵は車線維持のみ)</p>
<p>2. 自動検知方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ○システムがドライバーの姿勢、視線、ハンドル操作を監視し、異常を検知 <p>【発売時期】貸切: 2019年6月(いすゞ)、7月(日野) ※</p>	<p>3. 路肩退避方式 車線を維持しながら徐々に減速し、可能な場合、路肩に寄せて停止</p>

2016年3月に
ガイドラインを策定

※自動検知方式については
コンセプトのみ規定

2018年3月に
ガイドラインを策定

※路肩退避方式は対象を高速道路に限定。一般道については引き続き検討

※発売されているのは単純停止方式のみ